

(一社)島根県情報産業協会 令和5年度通常総会次第

日時：令和5年6月28日（水）15：00～

会場：サンラポーむらくも「祥雲の間」

（松江市殿町 369 TEL0852-21-2670）

進行：島根県情報産業協会 宮本業務執行理事

- 1 会長挨拶
- 2 議長選出
- 3 議事録署名人選任
- 4 議事 令和4年度事業・決算報告、新役員選任の件、定款変更の件
- 5 議決

以上

令和5年度第1回通常総会資料

日 時:令和5年6月28日(水) 15:00

会 場:サンラポーむらくも(祥雲の間)

一般社団法人島根県情報産業協会

令和5年度第1回通常総会

決議事項

一般社団法人島根県情報産業協会

令和 4 年度事業・決算報告について（案）

中国を起源とする新型コロナウイルス COVID-19 によるパンデミックは、3 年目に入った。人流抑止策は緩和傾向となったが交流の恩恵を受ける産業分野では引き続き影響が深刻であった。一方で、ウイルスの弱毒化が顕著となり、出口戦略が語られるようになってきた。

本県業界においては、システム維持需要や、リモートワーク等、非接触型業態転換需要や、義務教育学校におけるプログラミング教育にともなう需要で、着実な業況拡大となった。DX 時代が叫ばれるなか、個社の技術力向上による競争力の一層の強化が求められ、市場優位性を確保することがますます重要となっている。このための有能な技術者確保が引き続き課題である。

こうしたなか、一般社団法人島根県情報産業協会では、「情報関連技術の開発及び利用の促進、情報化の基盤整備等を通じて情報産業の振興を図り、もって本県経済、社会の発展に寄与する」という協会の目的に即し、会員相互の親睦交流と情報の交換、会員社の技術力向上のための人材育成研修を活動の柱として取り組んだ。

また、国・島根県・松江市等の行政機関との連携はもとより、関係教育機関との連携のもとに、将来の業界を支える技術者育成に取り組んだ。

松江高専生に対する本県 IT 企業ガイダンスを協会主催・県共催の形で引き続き取り組んだ。

高校生に対する業界のプレゼンスを高め、将来の本県産業人材の育成に資する目的で創設した高校生のクラブ活動に対する助成については、県立浜田商業高等学校商業研究部に備品購入助成を行った。

協会が独自に行っているソフト系 IT 企業実態調査については、会員企業以外の企業を含め、80 社の協力を得て実施した。IT 従事者が 5 % 81 名増加の 1,717 人、売上高が 1 % 4 億円増加の 322 億円余となり調査開始来の最高値を更新した。

平成 27 年度から実施している技術人材不足調査については、不足数自体は、220 人から 211 人と引き続き微減傾向ではあるが、調査対象の 7 割弱の会社が技術者不足としている。

順調に伸長する本県企業の動向を島根県知事への報告を皮切りに、県議会農水商工議員連盟をはじめ、松江・出雲・浜田・益田・江津・安来・大田・雲南の県内各市長に説明し、あわせて、IT 産業振興施策の一層の充実を求める活動を会長・副会長・業務執行理事で行った。

1 会員の相互交流・情報交換

会員の相互交流については、コロナ禍のなかで、密となりやすい機会を可能な限り作らないという感染予防の観点から、総会に伴う交流会は中止したが、地域情報化月間行事に伴うもののほか新年交流会の2つの交流会を3年ぶりに開催した。会員相互交流のためのゴルフ大会は感染防止に配慮しながら実施した。

2 人材育成研修

県内 IT 企業の技術者の技術力向上を図るため、県の助成を得て、66 講座を開催し、93 名の参加があった。感染予防の観点及び受講機会の多様化の観点から、昨年に引き続きオンライン開催又はE ラーニング研修を主たる研修手法として実施した。

持続可能な講座開催のため、積み立てている基金については、人材研修事業の収支不足に対処するため756千円を取り崩した。一方、一般会計の余剰金500千円を積み立てた結果、令和4年度末現在で、4,272千円となった。

3 協会運営

令和4年度の会員数については、令和5年3月31日現在で正会員数 66 社、賛助会員 19 社であり、新規加入は正会員が3社、賛助会員2社であった一方、退会が正会員2社あった。

令和4年度においては、総会は、感染予防の観点から、対面式及び書面による議案の諾否を問う手法で開催した。理事会については、遠隔地域に居住する役員はオンライン出席により4回開催した。

協会活動の状況を広く伝えるため、会報誌「しまね情産協」を2回、会員のほか、行政機関、教育機関、他県協会等に配市した。

令和4年度決算報告書(案)

(第 33 期)

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

一般社団法人島根県情報産業協会

〔貸 借 対 照 表〕

令和 5年 3月31日現在

一般社団法人 島根県情報産業協会

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,257,649	【流動負債】	23,843
現金及び預金	456,649	未払費用	0
未収入金	740,000	預り金	23,843
前払金	61,000		
【固定資産】	4,372,000	負 債 の 部 合 計	23,843
【特定資産】		正 味 財 産 の 部	
敷金	100,000	【正味財産】	5,605,806
人材育成研修積立金	4,272,000	(内特定資産充当額)	(4,372,000)
		正 味 財 産 の 部 合 計	5,605,806
資 産 の 部 合 計	5,629,649	負債及び正味財産合計	5,629,649

※【特定資産】は処理に理事会決議が必要と規定があるもの

<注記>

特定資産 / 人材育成研修積立金内訳			
期首	取崩	積立	期末
4,528,000	756,000	500,000	4,272,000

貸借対照表(対前年比)

令和 5年 3月31日現在

一般社団法人島根県情報産業協会

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現 金	28,331	49,265	△ 20,934
普通預金	417,902	406,995	10,907
通常貯金	10,416	30,416	△ 20,000
未収入金	740,000	508,000	232,000
前払金	61,000	61,000	0
流動資産合計	1,257,649	1,055,676	201,973
2. 固定資産			
(1)基本財産			
基本財産合計	0	0	0
(2)特定資産			
人材育成研修積立金	4,272,000	4,528,000	△ 256,000
敷 金	100,000	100,000	0
特定資産合計	4,372,000	4,628,000	△ 256,000
(3)その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	4,372,000	4,628,000	△ 256,000
資産合計	5,629,649	5,683,676	△ 54,027
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	0	0	0
預り金	23,843	16,130	7,713
人材積立引当金	0	0	0
流動負債合計	23,843	16,130	7,713
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	23,843	16,130	7,713
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			0
一般正味財産合計	5,605,806	5,667,546	△ 61,740
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(4,372,000)	(4,628,000)	(△ 256,000)
正味財産合計	5,605,806	5,667,546	△ 61,740
負債及び正味財産合計	5,629,649	5,683,676	△ 54,027

正味財産増減計算書

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

一般社団法人 島根県情報産業協会

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収入			
会費収入	5,501,000	5,387,000	114,000
入会金収入	50,000	20,000	30,000
特別会費(役員負担金)	1,120,000	1,120,000	0
受取利息	65	65	0
雑収入	445,690	0	445,690
補助金収入	3,540,000	3,757,620	△ 217,620
受講料収入	2,684,900	2,838,400	△ 153,500
経常収入 計	13,341,655	13,123,085	218,570
(2) 経常費用			
1.事業費支出			
一般事業費(総会費用等)	1,039,680	218,877	820,803
情報交流事業費	415,500	491,500	△ 76,000
普及啓発事業費	428,930	409,530	19,400
人材育成事業費	20,890	0	20,890
地域高度化事業	614,042	249,620	364,422
IT人材育成研修事業費	4,740,074	6,979,400	△ 2,239,326
事業支出計	7,259,116	8,348,927	△ 1,089,811
2.管理費支出			
事務局費	6,144,279	4,600,267	1,544,012
管理費支出計	6,144,279	4,600,267	1,544,012
経常費用 計	13,403,395	12,949,194	454,201
評価損益等調整前当期経常増減額			
評価損益等 計			
当期経常増減額	△ 61,740	173,891	△ 235,631
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
委託事業繰入金	0	0	0
経常外収益 計	0	0	0
(2) 経常外費用			
委託事業繰出金	0	0	0
経常外費用 計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 61,740	173,891	△ 235,631
一般正味財産期首残高	5,667,546	5,493,655	173,891
一般正味財産期末残高	5,605,806	5,667,546	△ 61,740
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	5,605,806	5,667,546	△ 61,740

正味財産増減内訳書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

一般社団法人 島根県情報産業協会

単位:円

区 分		一般会計	特別会計 IT人材育成事業	内部取引	合 計
経常収入	会費収入	5,501,000			5,501,000
	入会金収入	50,000			50,000
	特別会費	1,120,000			1,120,000
	受取利息	65			65
	雑収入	445,690			445,690
	交付金・補助金収入	300,000	3,240,000		3,540,000
	受講料収入	0	2,684,900		2,684,900
	他会計繰入金	400,000	756,000	△ 1,156,000	0
	人材育成基金取崩し	756,000	0	△ 756,000	0
	合 計	8,572,755	6,680,900	△ 1,912,000	13,341,655
経常収支	経常費用	一般事業費(総会費用等)	1,039,680	0	1,039,680
		総会費用	24,050		24,050
		役員会等会議費	188,553		188,553
		講演会・新年会	827,077		827,077
		委員会費	0		0
		情報交流事業費	415,500	0	415,500
		JISA等年会費	395,500		395,500
		その他年会費	20,000		20,000
		地域活性化事業費	0		0
		普及啓発事業費	428,930	0	428,930
		会報発行費	428,930		428,930
		その他	0		0
		人材育成事業費	20,890	0	20,890
		教育研修費	0		0
		その他	20,890		20,890
		地域高度化事業	614,042	0	614,042
		地域高度化事業費	614,042		614,042
		IT人材育成事業費	0	4,740,074	4,740,074
		委託料	4,430,074		4,430,074
		RWC参加費助成	110,000		110,000
		高校ITクラブ助成	200,000		200,000
		事務局費	4,603,453	1,540,826	6,144,279
		事務局運営費	2,472,099	1,540,826	4,012,925
		広告印刷費	424,646		424,646
		器具備品費	470,252		470,252
		賃貸料	732,000		732,000
		水道光熱費	103,931		103,931
		会議・交際費	116,182		116,182
		諸雑費	284,343		284,343
		操出金(人材育成事業費)	756,000	400,000	△ 1,156,000
		人材育成基金積立	500,000		△ 500,000
		予備費	0	0	0
	合 計	8,378,495	6,680,900	△ 1,656,000	13,403,395
	増 減 額	194,260	0	△ 256,000	△ 61,740
経常外収支	経常外収入		0	0	0
	経常外費用		0	0	0
	増 減 額	0	0	0	0
	当期増減額	194,260	0	△ 256,000	△ 61,740
	期首正味財産残高	5,667,546	0	0	5,667,546
	期末正味財産残高	5,861,806	0	△ 256,000	5,605,806

財 産 目 録

令和 5年 3 月 31 日現在

一般社団法人島根県情報産業協会

(単位 円)

摘 要	金 額		
[資 産 の 部]			
I 流 動 資 産			
1. 現 金 現金手許有高		28,331	
2. 預 金			
普 通 預 金 (株)山陰合同銀行(1)	271,277		
普 通 預 金 (株)山陰合同銀行(2)	69,867		
普 通 預 金 (株)島根銀行	76,758		
通 常 貯 金 (株)ゆうちょ銀行	10,416	428,318	
3. 未収金			
令和4年度人材育成事業補助金精算額		740,000	
4. 前払金			
未経過貸借料 4月分事務所家賃	50,000		
未経過貸借料 4月分駐車場使用料	11,000	61,000	
流 動 資 産 計		1,257,649	
II 固 定 資 産			
1. 人材育成研修積立金		4,272,000	
2. 敷 金 米井ビル敷金 1口		100,000	
固 定 資 産 計		4,372,000	
資 産 合 計			5,629,649
[負 債 の 部]			
I 流 動 負 債			
1. 預り金			
雇用保険料預り	11,018		
源泉所得税預り	12,825	23,843	
2. 未払費用		0	
流 動 負 債 計		23,843	
II 固 定 負 債			
固 定 負 債 計		0	
負 債 合 計			23,843
差 引 正 味 財 産			5,605,806

監査報告

一般社団法人島根県情報産業協会の監事である杉原悟・中島一衛は、各理事会に出席するとともに、令和5年5月24日 松江市母衣町180番地20にある松江情報センター会議室において、井上浩代表理事会長の出席のもと、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度事業年度に係る監査を行った。

- 1 理事の業務について、法令及び定款に抵触する行為はなかったと認める。
- 2 会計処理について、金庫、証拠書類、勘定帳等を精査した結果、数値に疑義はなく、適切に処理がされている。また、一般に妥当とされる会計処理基準等に照らしても、これに反する処理は行われていないと認める。

令和5年5月24日

一般社団法人島根県情報産業協会 監事

杉原 悟 

中島 一衛 

次期役員の総会時選任案

令和5年6月28日開催の総会で次のとおり、一般社団法人島根県情報産業協会の役員選任案を提出することとする。任期は、定款第28条第1項の規定に基づく。

(一社) 島根県情報産業協会

氏 名 (五十音順)		所属企業名	所属企業役職	選任型
理 事	石 碕 修 二	(株)オネスト	代表取締役社長	重任
	伊 藤 恵 美 (湯野川 恵美)	(株)ヒューマンシステム	代表取締役	重任
	井 上 浩	(株)ネットワーク応用通信研究所	会長	重任
	北 村 功	(株)島根情報処理センター	代表取締役社長	重任
	佐々木 大 輔	(株)e-Front 島根支社	支社長	重任
	高 尾 忍	山陰中央テレビジョン放送(株)	常務取締役	重任
	名 原 厚	(株)マツケイ	代表取締役社長	重任
	福 光 靖	(株)ペンタスネット	代表取締役	重任
	舟 木 透	ティーエスケイ情報システム(株)	代表取締役社長	重任
	宮 本 一 成	テラテクノロジー(株)	代表取締役	重任
	宮 脇 和 秀	(株)ミック	代表取締役社長	重任
	女鹿田 晃 和	(株)プロビズモ	代表取締役専務	重任
	山 中 茂	(株)テクノプロジェクト	代表取締役社長	重任
	和 田 正 志	(株)シーエスエー	代表取締役社長	重任
監 事	杉 原 悟	(株)日本ハイソフト	代表取締役	重任
	中 島 一 衛	(株)松江情報センター	取締役相談役	重任
理事 14名 監事 2名				

注1 理事及び監事（全員）は、令和3年6月16日開催の定時総会で選任された。

定款第28条第1項の規定により、任期は今次総会終了の時まで

参考 役員の任期に関する定款の規定

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

定款の改正について

令和5年6月28日開催予定の一般社団法人島根県情報産業協会（以下「協会」とする）総会において、協会定款を次のとおり提案することとする。

協会定款において、第23条（会長・副会長の選任と法的性格）及び第25条第2項（会務の総理）、同条第3項（会長補補佐）、第4項（会長及び副会長補佐）を除き、次の各条文中の会長又は副会長の語句を、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律で定める代表理事の語句に改める。

第8条（退会）、

第15条第1項（総会の招集）及び同条第3項（総会開催請求）、

第25条第5項（職務執行の報告）、

第31条（名誉会長、顧問及び相談役）、

第33条（理事会権限）、

第34条（理事会の招集）、

第35条（理事会議長）、

第38条（理事会議事録）、

第42条（事業報告）、

第48条（事務局職員の任免等）

第49条（実施細則）

（改正理由）

会長に特定されていた運営権限等を法律に定める代表理事とすることにより、複数代表理事制を採用している協会において、会長に事故等がある場合の事務手続きの簡素化に資する。